

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
13	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	特別支援教育奨励費によるオンライン学習通信費についての補助対象の見直し	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱第3条補助金交付の対象及び補助金の額のうち、別記2特別支援教育就学奨励費補助金(8)オンライン学習通信費について、地方公共団体が賃貸借契約して貸与しているLTE通信が可能な学習用端末の賃貸借料や、それに掛かる通信費を地方公共団体が負担している場合は、現物支給により保護者を援助しているとみなし、特別支援教育奨励費の支給によって援助している場合と同様に、補助対象に含めるよう見直しを求める。	<p>【現行制度について】</p> <p>当該要綱第2条第2項において、特別支援教育就学奨励費補助金は保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とされているもの、あくまで、保護者の金銭的負担が生じた場合にのみ補助の対象にすると規定されているため、地方公共団体が現物支給により援助している場合には補助の対象になっていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>当市では、オンライン学習に用いるLTE通信が可能な学習用端末は市が業者と賃貸借契約しており、その賃貸借料は市が全額負担している。また、それに掛かる通信費も市が同業者と定額契約を結び、同様に全額負担している。そのため、オンライン学習通信費及び通信機器の賃貸借料については、保護者の金銭的負担が発生していないため、補助金の対象外となり市の財政負担が大きい。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>市がLTE通信が可能な学習用端末の賃貸借料と通信費を負担しているため、保護者の金銭的負担が発生していないことから現行制度上、補助が受けられない。保護者の経済的負担を軽減するための就学のために必要な援助という目的は同じであるにも関わらず、特別支援教育奨励費給付による援助と現物支給による援助の取り扱いに差があり、制度の公平性に欠けるため、制度の見直しを求めるものである。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>そこで、オンライン学習通信費及び通信機器に係る費用を、市が経費負担している場合も補助対象とするよう見直すことで、支障が解決すると考える。</p>	特別支援教育就学奨励費におけるオンライン学習通信費の援助として、現物支給による援助が対象となれば、特別支援教育就学奨励費支給による援助との取り扱いに差が生じず、公平な制度となり、かつ、市の財政負担が減る。また、市がフィルター処理を施したLTE通信対応端末を貸与することにより、オンライン学習にのみ使用可能であることから、目的外使用がなくなり、より制度の目的に適した特別支援教育就学奨励費の支給が可能となる。	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1～4条、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	北上市
35	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	「健全育成のための体験活動事業」に係る補助要件の引下げ	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の「健全育成のための体験活動推進事業」について、1泊2日の体験活動についても補助対象とする。	<p>体験活動の推進は子どもの健全育成及び人格形成のために必要不可欠であるが、自然などと触れ合う様々な体験活動の機会が乏しくなっており、さらには新型コロナウイルスの感染拡大がこうした状況に拍車をかけている。</p> <p>このような中、学校では2泊3日から1泊2日の活動にシフトし始めているが、1泊2日へシフトすると、現在の補助対象である2泊3日以上から外れてしまい、補助制度が利用できない。</p> <p>たとえ1泊2日の体験活動であっても、家族以外の者と集団生活をする中で児童生徒同士の絆が深まるなど、十分な効果があると考えられる。</p> <p>【参考】学校における形態別利用状況</p> <p>令和1年度 2泊3日以上:17校、1泊2日:86校、日帰り:0校 令和2年度 2泊3日以上:0校、1泊2日:56校、日帰り:33校 令和3年度 2泊3日以上:3校、1泊2日:72校、日帰り22校</p>	文部科学省においては、長期滞在型のメニューを構築していることから、体験活動の重要性は十分認識している。補助要件を1泊2日へ引き下げることで、制度を選択する市町村の増加や新規利用の見込みなどから、教育効果が高まることが期待できる。また、補助金が充当されることで、地方自治体における他の教育事業への取組の充実が図られる。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)	文部科学省	相模原市

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
13	小田原市、京都市、山陽小野田市、熊本市、宮崎県、宮崎市	<p>○要保護や特別支援教育就学奨励費受給世帯の中には、オンライン通信費の支給のみでは、通信環境の整備につながらないケースもあるため、本市では通信環境のない家庭に対し、無償でルーターを貸し出している。これらは本市の単独事業として実施することから、財政面での支援を受けられない状況となっており、同様の目的の事業に対し、現金支給を行う自治体との歳入面での格差が生じている。</p> <p>○本市においても、インターネット環境の無い家庭には通信費を本市費負担としたLTE端末を貸し出しているが、本市の危機的な財政状況の中、こうした費用を毎年度確保することが困難な状況にある。</p>	<p>特別支援教育就学奨励費では、特別支援学校や特別支援学級等に在籍する児童生徒等の就学に係る経費について保護者等の負担を軽減するための支援を行っており、学校における通信環境の整備に係る経費及び通信費については、既に地方財政措置が講じられているため、補助対象に含めることは想定していない。</p> <p>なお、保護者が家庭等におけるオンライン学習の通信費に係る費用を負担する場合には、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱別記2において「経費の支給を受ける者が、支給される金銭を紛失し、又は目的外に使用するおそれがある場合は現物をもって支給することができる」と定めており、上記の場合においてはオンライン学習通信費に限らず現物支給の対応が可能である。</p>
35	岡山県、山陽小野田市、熊本市	<p>○本市においても泊を伴う体験活動について、小学校5年生の林間学校が2泊3日から1泊2日に変更した。</p>	<p>文部科学省においては、学校において宿泊を伴う活動を実施する場合は、通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き、その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れた取組が行われることが重要と考えており、こうした活動が十分に確保された取組が各学校において図られるよう、当該事業においては、2泊3日以上宿泊を伴う集団宿泊活動を補助対象としている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
158	B 地方に 対する規 制緩和	08_消 防・防 災・安全	私立学校施設災 害復旧事業に係 る補助要件の緩和	「私立学校建物其他災害 復旧費補助事業」及び「私 立学校施設整備費補助 金」の適用要件について、 「公立学校施設災害復旧 事業」と同等まで緩和する こと。	【現状】 私立学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育 学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び幼保連携型認 定こども園)は、公立学校と同様に学校教育の重要な役割を果たしており、 その施設が台風等の不測の災害で被害を受けた場合は、早期に施設等の 復旧を図り、教育環境の確保が必要である。 また、大規模災害発生時、避難所指定の有無に関わらず、学校へ地域住 民や帰宅困難者が避難してくることを想定し、防災対策の充実に努めるよう 国からの求めがあるなど、災害時における私立学校施設の機能維持の必 要性についても公立学校と同様に高い。 私立学校については、台風等の大規模災害が発生した場合、当該災害が 激甚災害(本激)又は局地激甚災害に指定された場合に限り、その校舎等 施設の復旧に要する工事費等を補助することが可能となっている。 【支障】 私立学校施設災害復旧事業は、激甚災害(本激)又は局地激甚災害(学校 施設が区域内である場合に限る)のみを対象としており、公立学校施設災 害復旧事業に比べ、適用要件(対象災害)が限定的である。 このため、激甚災害指定に至らない程度の大規模災害により被害を受けた 場合、施設等の早期復旧がなされないと教育環境の確保及び避難所運営 への協力が困難となる可能性がある。 [補助金の対象となる災害の範囲(私立学校)] 激甚災害(本激)に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害(補 助率1/2以内) 局地激甚災害に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害(補 助率2/5以内) [補助金の対象となる災害の範囲(公立学校)] 下記のいずれかに該当する災害(補助率2/3以内(離島等4/5、降灰除去 1/2)) ①降雨 最大24時間雨量80ミリメートル以上、連続雨量が特に大である場 合(3日間(72時間)雨量180ミリメートル以上)、時間雨量が特に大である場 合(1時間雨量20ミリメートル以上) ②暴風 最大風速15メートル毎秒以上(10分間平均の風速) ③こう水、高潮、津波等 被害の程度が比較的軽微なものと認められない もの ④その他 降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等	私立学校施設が不測の災害で被害を受け た場合に早期に施設等の復旧を図り、教育 環境の確保や避難所としての機能維持が 可能となる。	激甚災害に対 処するための特 別の財政援助 等に関する法 律、私立学校建 物其他災害復 旧費補助金交 付要綱、私立学 校施設整備費 補助金交付要 綱	文部科学省	兵庫県

管理 番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
158	北海道、山形 県、茨城県、山 口県、長崎県、 大分県、宮崎県	—	<p>私立学校は、一般的に私人の寄附財産等によって設立されており、自律的に運営を行うなど公立学校とは異なる特性を有しており、学校施設の整備にあたっては、こうした特性を踏まえて補助を実施しているところです。</p> <p>学校施設の災害復旧についても、上記整備と同様に、公立学校との特性の違いを踏まえた制度設計となっていることから、現時点において見直しは考えていません。</p>